



2026年2月13日

各 位

会 社 名 日本山村硝子株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 山村 昇
(コード番号 5210 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 総務部長 三室 達矢
(T E L. 06-4300-6000)

株主優待制度の新設に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度の新設について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待制度新設の目的

株主のみなさまの日頃からのご支援に感謝するとともに、株主優待制度を通じて当社グループの商品および事業内容へのご理解を一層深めていただくこと、ならびに当社株式の投資魅力を高め、より多くのみなさまに中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度の新設を決定いたしました。

2. 株主優待制度の内容

(1) 対象となる株主様

毎年3月31日（基準日）現在の当社株主名簿に記載又は記録された、当社株式300株以上を保有されている株主様のうち、1年以上継続して300株以上を保有されている株主様を対象といたします。

継続して保有されている株主様につきましては、基準日を3月31日とし、9月末日および3月末日の当社株式名簿に、同一株主番号で連続して3回以上、300株以上の保有が記録されていることで判定いたします。

(2) 株主優待の内容

継続保有株式数	継続保有期間	株主優待の内容
300株以上	1年以上	A : 当社グループ関連商品 (3,000円相当)
		B : 寄付 (※)

(※) 株主様に代わって当社が別途決定する社会貢献団体等にまとめて寄付させていただきます。

なお、株主様への領収書の発行はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) 利用方法

具体的な優待内容やお申込み方法につきましては、毎年定時株主総会終了後に株主様宛に送付する配当金関係書類に同封予定のご案内文をご確認ください。必要事項をご入力のうえ、お申込みをお願いいたします。

3. 株主優待制度の開始時期

2026年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式300株以上を保有されている株主様のうち、1年以上継続して300株以上を保有されている株主様を対象として開始いたします。継続保有期間につきましては2025年3月31日の株主名簿までさかのぼり算出いたします。

以 上